千代田区ガイドライン　様式４

国・厚規則第四条第四項第一号ワ関係等

誓　約　書

（法人用）

年　　　月　　　日

千代田区長　殿

商号又は名称

代表者の氏名

　届出者及び届出者の役員は、住宅宿泊事業法第４条第２号から第４号まで、第７号及び第８号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

　併せて、住宅宿泊事業の届出にあたって、別紙「住宅宿泊事業の届出に関する個人情報等の取扱いについて」を確認し、その内容に同意します。

（参考）住宅宿泊事業法第四条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

　一　心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行するができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの※

（※）令和元年９月13日国土交通省令・厚生労働省令第３号

　精神の機能の障害により住宅宿泊事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

　二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　三　第十六条第二項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から三年を経過しない者（当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から三年を経過しないものを含む。）

　四　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しない者

　五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

　六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第二十五条第一項第七号及び第四十九条第一項第七号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの

　七　法人であって、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

　八　暴力団員等がその事業活動を支配する者

住宅宿泊事業に関する事務執行における個人情報等の取扱いについて

１ 基本的な考え方

千代田区および観光庁では、住宅宿泊事業の適正かつ円滑な運用および住宅宿泊事業者の業務の適正な運営を確保するために必要な範囲で、情報を取得します。取得した情報は、本利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

２ 取得する情報の範囲

⑴ 住宅宿泊事業法（以下、「法」と省略します。）第３条第１項の規定による届出、同法第３条第４項の規定による変更の届出、同法第３条第６項の規定による廃業等の届出および同法第14 条の規定による日数等の報告のために提出された書面に記載された情報

⑵ 千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例（以下、「条例」と略します。）の規定によって提出された書面に記載された情報

３ 利用目的

⑴ 千代田区が取得した情報は、以下の利用目的に従い、法および条例に基づく事務の処理等のために利用・提供します。

ア 法および条例に基づく事務の処理のため。

イ 条例に基づき、届出住宅の住所ならびに届出者の名称、商号および氏名などを記載した台帳を整備し、閲覧に供するため。

ウ 住宅宿泊事業者および住宅宿泊管理業者に対する諸連絡のため。

エ 住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者および周辺住⺠等の関係者からの問合せ等の対応のため。

オ 今後の施策立案の参考とするため。

カ 住宅宿泊事業の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関（消防署、警察等)が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

⑵ 千代田区が法及び条例の規定に基づいて取得した情報は、健全な制度普及を図るため、⺠泊制度運営システムに登録し、観光庁に提供します。観光庁は、取得した情報を以下の利用目的に従い利用、提供します。

ア 住宅宿泊事業法第20 条の規定により、外国人観光客の宿泊に関する利便の増進を図るため、外国人観光客に対する住宅宿泊事業の実施状況その他の住宅宿泊事業に関する情報をホームページ等において広く提供を行うため。

イ 事業者および周辺住⺠等の関係者からの住宅宿泊事業に関する問合せ等に対応するため。

ウ 今後の施策立案のため。

エ 住宅宿泊事業等の適正な運営を確保する目的の範囲内で、関係行政機関（厚生労働省、国税庁等）が法令等に基づく所掌事務を処理するために必要な情報提供のため。

４ 利用範囲の制限

⑴ 取得した情報を前記３の利用目的以外には利用いたしません。

⑵ ただし、法令に基づく場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合およびその他の法令上、前記３の利用目的以外の目的のために自ら利用し、または第三者に提供することが認められる特別な理由のある場合はこの限りではありません。

５ 個人情報等の取扱いの委託

取得した個人情報等は、前記３の利用目的を達成する範囲で利用するとともに、必要な範囲で個人情報等を事務委託先に委託することがあります。この場合、委託先に対して、委託した個人情報等が適正に取り扱われるように管理・監督します。

６ 安全確保の措置

取得した情報の漏洩、滅失またはき損の防止、その他取得した情報の適正な管理のために必要な措置を講じます。

【問い合わせ先】

千代田区 保健福祉部 生活衛生課課　民泊指導担当

〒102-8688 千代田区九段南１－２－１

T E L：03-5211-4121（直通）F A X：03-3288-1363

E-mail：minpakushidou@city.chiyoda.tokyo.jp